

八戸市公契約条例（案）に対するご意見を募集します

八戸市では、現在、公契約に関する業務に従事する労働者の適正な労働環境の確保を図り、公共サービスの品質の確保及び地域経済の活性化を目的に、「八戸市公契約条例（案）」の制定を進めております。

つきましては、この条例（案）の概要に対して、市民の皆様からのご意見を募集します。

募集期間

令和2年6月1日（月）～令和2年6月30日（火）

提出方法

裏面の記入様式または住所・氏名・電話番号・ご意見を明記した任意の様式により、直接お持ちいただくか、郵送、F a x、電子メールのいずれかの方法でご提出ください。

提出先

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号

八戸市財政部契約検査課 宛

F a x : 0178-43-2722

E-mail : koujikeiyaku@city.hachinohe.aomori.jp

縦覧場所

市庁本館・別館案内、南郷事務所、各地区公民館、各地区市民サービスセンター、契約検査課（市庁別館4階）

※市ホームページにも掲載しております。

八戸市トップ>事業者向け>入札・契約>八戸市公契約条例（案）への意見募集

その他

- ・お寄せいただいたご意見やご意見に対する市の考え方は、お名前、ご住所等の個人情報を除いて、概要を後日公表します。
- ・ご意見に対し、個別の回答は行いません。
- ・電話や口頭でのご意見はお受けできません。
- ・お名前・ご住所が記載されていない場合は、ご意見としてお受けできません。
- ・ご記入いただいたお名前・ご住所・電話番号・FAX 番号は、ご意見の内容について不明な点があった場合等の連絡のために使用します。

【お問合せ先】

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号

八戸市財政部契約検査課

電 話 : 0178-43-2133（直通）

F A X : 0178-43-2722

E-mail : koujikeiyaku@city.hachinohe.aomori.jp

八戸市公契約条例(案)への意見書

ふ り が な	
氏名（または団体名）※	
住 所 （または所在地）	
電 話 番 号	
職 業	
ご 意 見	

※団体としてご意見等を提出する場合は、団体名に加え、代表者氏名も忘れずにご記入ください。

【問合せ・提出先】

八戸市財政部契約検査課

〒031-8686 八戸市内丸一丁目 1-1

TEL : 0178-43-2133

FAX : 0178-43-2722

E-mail: koujikeiyaku@city.hachinohe.aomori.jp

八戸市公契約条例（案）の概要について

1. 条例制定の背景・経緯

近年、建設工事等における厳しい価格競争が入札価格の低下を招き、その結果、公契約（国、県、市等が発注者となる契約）に従事する労働者の労働環境の悪化や建設業における若年入職者減少等に繋がるのが全国的に懸念されている状況にあります。

このような中、国では働き方改革の推進に向けた取組等を進めておりますが、市においても、労働者の適正な労働環境の確保に向けた独自の取組について調査・研究を進めるため、有識者・労使関係団体等で構成する「八戸市公契約制度研究会議」を計6回開催し、その意見等を踏まえ、公契約を支える労働者や下請業者の適正な労働環境を確保することにより、更なる公共サービスの品質確保や地域経済の活性化を目的に、本条例の制定を目指すこととしました。

2. 内 容

目 的	入札、契約などの公契約に関する基本的な事項を定めることにより、市及び受注者の責務を明らかにするとともに、労働者の適正な労働環境の確保を図ることによって、公共サービスの品質の確保及び地域経済の活性化を図ることを目的とします。
基本方針	公契約の締結及び履行に際し、次の事項を基本とすることとします。 ・ 公平性、透明性、及び競争性の確保 ・ 契約内容の適正な履行及び品質の確保 ・ 労働者の適正な労働環境の確保 ・ 市内事業者の育成及び活用
責 務	基本方針を踏まえた、市及び受注者それぞれの立場での責務を定めています。（主な責務） ・ 市は、適正な予定価格や履行期間の設定など、労働者の労働環境の確保に繋がる各種施策を総合的に推進するものとします。 ・ 受注者は、労働基準法その他関係法令を遵守し、労働者の適正な労働環境を確保するとともに、市が実施する公契約に関する施策に協力するものとします。
労働環境等の報告等	・ 市と予定価格一定額以上の公契約を締結した元請業者及び一次下請業者は、市に対して、労働者の労働環境に関する報告を行うこととします。 ・ 受注者が条例又は労働関係法令に違反している疑いがある場合、公契約に従事する労働者は、市に対してその旨を申し出ることができることとします。 ・ 市は、申出があった場合や条例等に違反している疑いがある場合、必要に応じて立入調査等を行うことができることとします。

3. 施行期日（予定）

令和3年4月1日